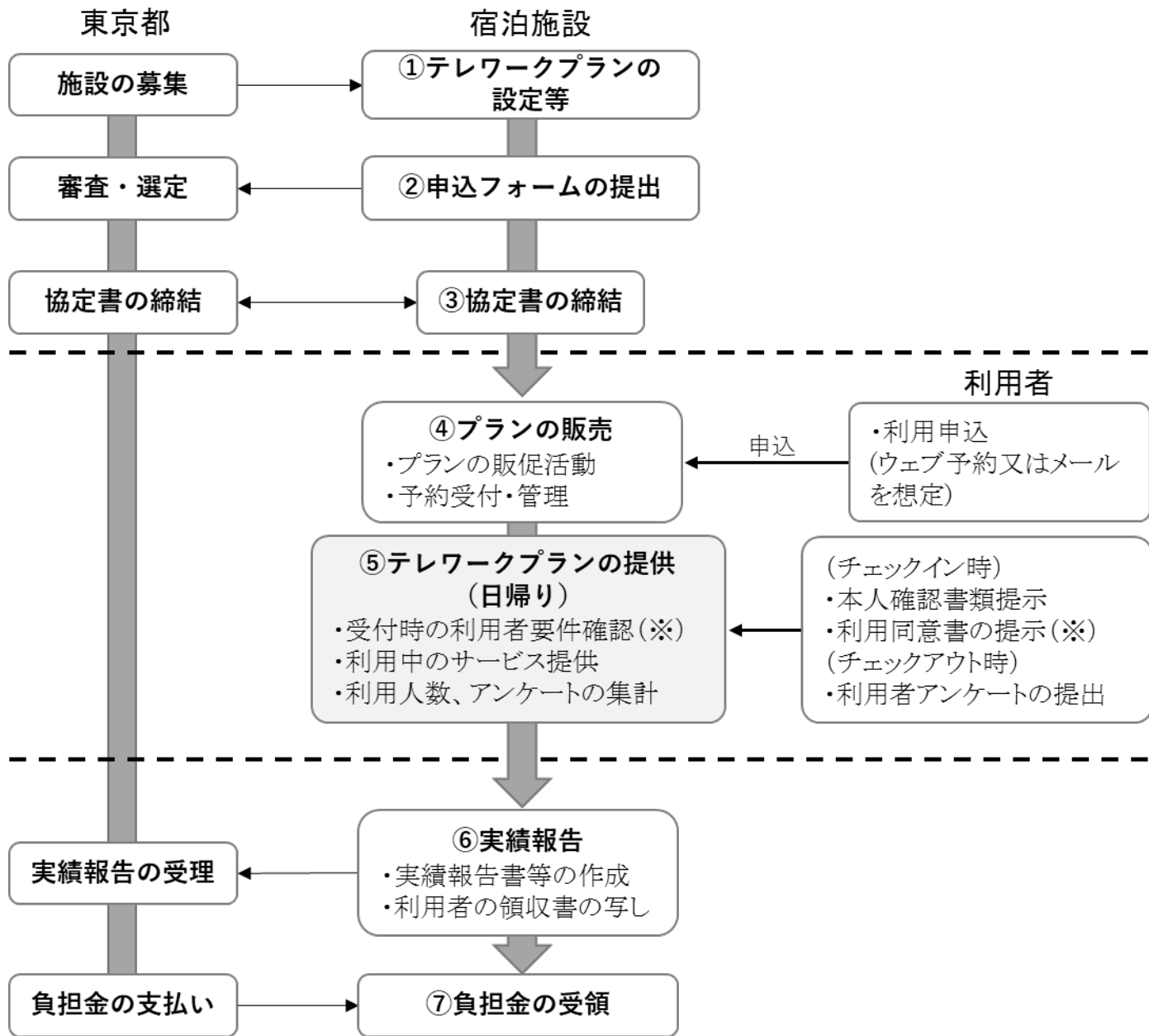


Ⅱ 事業の全体フロー



※注 利用同意書の扱いについて

本事業で提供する宿泊施設での勤務について、ご所属の企業等で承諾されているか確認いたします。

- ・利用者が個人事業主の場合、会社役員(非常勤)の場合不要
- ・利用同意書は紙媒体だけでなく上長や人事担当者からのメールの写しやスマートフォン画面の提示などでも可。
- ・上長や人事担当者の署名は電子署名、電子印鑑でも可

その他のFAQはURL参照。 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu/telework-kubu>